

[事案 2022-164] 配当金割増支払請求

・令和5年3月22日 裁定終了

<事案の概要>

契約概要説明資料に記載された金額での一括受取金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和63年8月に契約した定期保険特約付終身保険について、保険証券に同封されていた契約概要説明資料に記載された内容で契約が成立していることから、同書面に記載されたとおりの一括受取金額および年金年額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 定款および約款上、配当金は、決算の結果、剰余金が発生した場合に当社の定めるところにより分配されるものであり、契約時に将来の支払いの有無や金額は確定していない。
- (2) 契約概要説明資料に記載された一括受取金額や年金年額は、積立配当金を含んだ金額であり、契約時に確定しているものではない。契約時に積立配当金の支払いが確定していないことは、設計書でも注意喚起している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約概要説明書に記載された金額での一括受取金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。